

令和2年11月30日

1. 出席議員

1番	中島	信二	12番	服部	良一
2番	高山	正信	13番	大坪	久美子
3番	青木	勉	14番	寺尾	高良
4番	川口	堅志	15番	栗原	吉平
5番	橋本	正敏	17番	森	茂生
6番	田中	栄一	18番	栗山	徹雄
7番	堤	康幸	19番	井上	賢治
8番	高橋	信広	20番	川口	誠二
10番	牛島	孝之	21番	松崎	辰義
11番	萩尾	洋	22番	角田	恵一

2. 欠席議員

16番 三角 真弓

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	井手	勇一
事務局参事補佐兼次長	服部	敬
書記	中島	知子
書記	中園	弘一

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副	市長	松崎	賢明
副	市長	鎌田	久義
教	育長	橋本	吉史
総	務部長	原	亮一
企	画部長	石井	稔郎
市	民部長	牛島	憲治
健	康福祉部長	松尾	一秋
建	設経済部長	山口	英二
教	育部長	原	信也
総	務課長	秋山	勲
人	事課長	牛島	新五
財	政課長	田中	和己

議事日程第1号

令和2年11月30日（月） 開会・開議 午前10時

日 程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会期の決定
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 議案上程・説明
- 第5 議案審議
 - ・質 疑
 - ・討 論
 - ・採 決

本日の会議に付した事件

- 第1 諸般の報告
- 第2 会期の決定
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 議案上程・説明
- 第5 議案審議

議案第112号 特別職の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第113号 八女市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

午前10時 開会

○議長（角田恵一君）

皆様おはようございます。本日から12月定例会でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

さきの市長選挙におきまして、4期目の当選を果たされました三田村市長、大変おめでとうございます。これから4年間、引き続き八女市のかじ取り役として頑張ってくださいと思います。

今会期中も新型コロナウイルス感染症対策でマスクの着用を許可しております。

また、議場内での撮影を許可しておりますので、御了承願ひます。

なお、三角真弓議員からの欠席届を受理いたしております。

お知らせいたします。議案書、資料、説明員名簿、提案理由書、一般質問表をタブレットに配信しております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、令和2年第6回八女市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして、三田村市長より発言の申出がっておりますので、これを許可します。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。12月定例会市議会はどうぞよろしくお願いをいたします。

令和2年第6回八女市議会定例会の開会に当たり、貴重な時間を拝借いたしまして、市長4期目の市政運営の基本方針について、所信の一端を述べさせていただきます。

私は11月8日執行の八女市長選挙におきまして、市民の皆様より御支持をいただき、4期目の市政を担わせていただくことになりました。様々な課題が山積する状況の中で、その職責の重さに改めて身の引き締まる思いでございます。どうか今後とも、皆様の御支援と御協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、この先4年間の市政運営方針を申し述べる前に、これまでの3期12年の市政を振り返ります。

まず、平成18年度の上陽町に続き、平成21年度には黒木町、立花町、矢部村、星野村との市町村合併がございました。広大な面積のうちに多くの中山間地を抱え、地形、気候はもとより、歴史、文化、産業など、それぞれの特色を持った地域の合併でありましたが、第4次八女市総合計画を柱として、市民生活の向上と市内各地域の均衡ある発展を図るため、様々な施策を進めてまいりました。市民の皆様の御支援と御協力により、今年、合併10周年という節目を迎えることができましたが、今後も地域の持つ個性の尊重と調和を図るとともに、市民の一体感をさらに高め、未来に向けた八女市の持続的な発展に努めてまいりたいと考えております。

また、もう一点、大きな出来事として、平成24年7月に発生した九州北部豪雨がございました。この未曾有の大災害により、貴い人命や財産が奪われ、市内の至るところに深刻な被害を受けたところでございますが、被災された皆様の懸命な御努力とともに、多方面からの御支援、御協力により、平成30年9月、復旧事業竣工式を行い、復興を宣言することができました。今日まで市民が一丸となって大変な努力を積み重ねてきたことにより、ようやく次のステップに立ち、前進することができたと感じております。

このような状況の下、4期目の市政につきましては、現在策定中である第5次八女市総合計画や第2期八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略などに沿いながら、安心・未来・誇り・成長という4つのテーマの下、八女市の未来に向けた基盤づくりに取り組んでまいります。

まず、第1点目は、安心できるまちづくりでございます。

現在、国内外において喫緊の課題となっている新型コロナウイルス感染症につきましては、これまで4度にわたり緊急支援策を実施し、各分野において対策を講じてきましたが、今後引き続き感染防止と社会経済活動の維持、回復の両立を図る取組を進めてまいります。

また、近年の異常気象等により頻発している自然災害の対策として、防災対策の充実とともに、地域の防災力を高め、大規模災害から市民の生命と財産を守る施策に取り組んでまいります。

さらに、高齢者や障がい者の皆様をはじめとする全ての市民が安心して暮らせるよう、各種相談機能の整備、支援体制の充実を図ってまいります。

2点目は、未来に向けたまちづくりでございます。

次の世代に明るい未来をもたらすための施策として、現在、取り組んでおります雇用づくりや子育て支援、定住施策をさらに充実させ、若者の夢や希望が実現するまちを目指します。

また、次代を担う子どもたちのために、学校と家庭、地域をつなぎ、学習やスポーツに集中できる教育環境を整備してまいります。

さらに、スポーツ、健康づくり都市宣言に関する取組を推進し、スポーツやレクリエーションなどを通じて市民の健康づくりと市民交流人口の増加を図り、健康なまちづくりを進めてまいります。

3点目は、誇りを持てるまちづくりでございます。

これまでも筑紫君磐井や南北朝時代の歴史的文化遺産、また、地域の伝統行事、伝統芸能の保存、活用に取り組んでまいりましたが、今後もそれらを後世に継承し、まちづくりに生かす取組を進めてまいります。

また、都市間交流を積極的に進め、ふるさとの恵みである八女ブランド、観光資源の魅力を広く国内外に発信し、関係人口の拡大を図ってまいります。

さらに、ふるさと支援寄附については、魅力ある返礼品の確保に努め、八女ファンを増やすとともに本市の財源確保に寄与するよう、引き続き推進してまいります。

4点目は、成長を目指すまちづくりでございます。

国道3号をはじめとする主要幹線道路の整備を進め、インフラの向上を図り、地域のさらなる成長を支えます。

また、主要産業である農林業の生産基盤を強化し、生産性を上げ、稼げる農林業を確立する取組を進めてまいります。

さらに、企業誘致を積極的に進め、若者の雇用確保とともに、地場産業の育成支援に加え、商店街活性化など、商工業の一層の発展を図ってまいります。

以上、概略でございましたが、今後の市政運営の基本方針を述べさせていただきました。あわせて、直面する2つの課題についても述べさせていただきます。

まず、1つは新庁舎建設についてでございます。

私は本年の6月議会や広報紙などにおいて、新庁舎建設工事の着工時期は、災害対策や新型コロナウイルス感染症対策を優先し、財政状況などを勘案しながら総合的に判断するとしておりました。

まず、今回の災害につきましては、災害調査も終了し、一部の大規模被災箇所については県の代行事業でお願いすることになりました。現在、早期の復旧に向けた作業に取り組むことができいております。

また、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国から交付される感染症対応地方創生臨時交付金を活用しながら、各分野において対策を講じることができました。今定例会においても、第5弾となる緊急支援策を補正予算で提案させていただいております。これらの緊急的な課題については、今後も引き続き対策に万全を期してまいります。

そこで、新庁舎建設事業につきましては、早期の防災拠点の整備と住民サービスの向上が必要であること、あわせて本市の財政負担を軽減するためには、国、県からの有利な財源である合併推進債や福岡県市町村合併支援特例交付金を活用すべきであり、その両財源の活用期限である令和6年度までに事業を完了するためには、令和3年度中に建設工事に着手をする必要があります。

よって、今定例会に補正予算として駐車場や複数の出入口を確保するための拡張予定地の移転補償費を計上し、あわせて令和3年度当初予算に建設工事費を提案するよう、担当部署に指示したところでございます。議会におかれましても、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

もう一点は、公立八女総合病院についてでございます。

地域医療体制の充実、健康で心豊かに暮らせる地域をつくるために欠かすことのできない大変重要な施策であり、その中核となる公立八女総合病院の在り方は、市民の生命及び健康を守ることに直結する市の最重要課題の一つであると考えております。

今後も引き続き関係自治体、企業団等と緊密に連携し、地域医療体制の強化を図っていきたいと考えております。

以上、今後の市政運営に当たる上で、重点的に進めていく施策、考え方について述べさせていただきましたが、ただいま申し上げました各施策を展開していくためには、八女市単独では難しい面がございます。これまで3期12年、市長として積み上げさせていただいた知識、経験、人脈を駆使し、国や県との連携を図り、有利な財源を確保、活用することで、健全な財政運営を図りながら、着実に事業を実施してまいりたいと考えております。

最後に、私の4期目の取組における姿勢についてでございますが、これまでも人と人のつながり、地域のつながり、すなわち絆を大切に、これを日々育て、守っていくことを念

頭に市政運営を行ってまいりました。今後もさらに人に寄り添うことに重点を置き、各施策を進めてまいりたいと考えております。

そして、この八女市の恵みと誇りを未来に継承させ、成長させていく取組を進めるため、この4年間でこれまでの政治活動の集大成と位置づけ、市民の皆様からの信託にお応えできるように全身全霊で努めてまいります。議員の皆様には、今後も引き続き市政運営に対する御支援と御協力をよろしくお願い申し上げます。

貴重な時間を拝借いたしまして、どうもありがとうございました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田恵一君）

市長の発言は終わりました。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定によりタブレットに配信しておりますので、御了承願います。

日程第1 諸般の報告

○議長（角田恵一君）

日程第1. 諸般の報告を行います。

前建設経済常任委員会委員長の八女市長選挙立候補に伴い、建設経済常任委員会は委員長不在となっておりますが、11月4日開催の建設経済常任委員会において、委員会条例第9条第2項の規定による互選の結果、堤康幸副委員長が委員長に選任されました。その結果、副委員長が不在となりましたので、引き続き副委員長の互選を行い、松崎辰義議員が副委員長に選任されましたので、御報告いたします。

また、議会運営委員会委員及び新庁舎建設特別委員会委員も欠員となっておりますが、委員会条例第8条第1項及び第2項の規定により、議長において議会運営委員会委員には堤康幸委員長を、新庁舎建設特別委員会委員には橋本正敏議員を指名いたしましたので、併せて御報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 会期の決定

○議長（角田恵一君）

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの19日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月18日までの19日間と決定いたします。

た。

なお、会期の日程につきましては、御連絡しております案のとおりでございますので、御了承願います。

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（角田恵一君）

日程第3．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長において2番高山正信議員、20番川口誠二議員を指名いたします。

日程第4 議案上程・説明

○議長（角田恵一君）

日程第4．議案の上程を行います。

市長より報告3件、議案26件の送付を受け、これを受理いたしております。

案件及び議案の朗読は省略し、報告第11号から議案第119号まで、計29件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

○市長（三田村統之君）

本日は、令和2年第6回の八女市議会定例会を招集いたしましたところ、御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

今定例会に提案いたします案件は、報告3件及び議案26件でございます。

ただいまから提案理由を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

報告第11号、八女市黒木町田代で発生した市道陥没による車両破損事故の損害賠償に関する専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により、専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故の経過につきましては、令和2年7月25日午後0時50分頃、市道南真門線を軽営業車が通行中、市道が陥没し、車両を損傷したものでございます。

相手方との交渉の結果、損害賠償金として986,667円を支払うことで示談が成立し、賠償金の支払いを行いました。

報告第12号、八女市上陽町北川内で発生した倒木による車両破損事故の損害賠償に関する専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により、専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故の経過につきましては、令和2年9月17日午後0時40分頃、市道国鉄北川内駅前線に

て普通乗用車が一時停車中、市道脇に植栽されていた桜の木が根元から折れて車両に直撃し、損傷したものでございます。

相手方との交渉の結果、損害賠償金として583,350円を支払うことで示談が成立し、賠償金の支払いを行いました。

報告第13号、八女市納楚で発生した交通事故による損害賠償に関する専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、職務中における人身事故の損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分手項の指定により、専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故の経過につきましては、令和2年9月11日午後5時40分頃、市役所へ向かう途中の変則五差路において右折する際に、通行中の自転車に接触したものでございます。

相手方との交渉の結果、人身事故の損害賠償金として126,984円を支払うことで示談が成立し、賠償金の支払いを行いました。

議案第94号、令和2年度八女市一般会計補正予算（第6号）の専決処分について御説明申し上げます。

今回の補正は、八女市議会議員補欠選挙費が必要となりましたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正は、18,011千円を追加し、総額は50,776,070千円となっております。

議案第95号 八女市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、関係省令の改正に伴い、省令の名称が変更されたことにより、必要な改正をしようとするものでございます。

議案第96号 八女市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例及び八女市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、必要な改正をしようとするものであります。

議案第97号 八女市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、令和3年4月1日から福岡県重度障がい者医療費支給制度が改正されることに伴

い、医療費助成の受給対象者のうち、中学生の保護者に対する所得制限及び入院における自己負担限度額を変更しようとするものでございます。

議案第98号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、必要な改正をしようとするものでございます。

議案第99号 八女市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、八女市立図書館矢部分館を移転することに伴い、その所在地を変更する必要性が生じたため、必要な改正をしようとするものでございます。

八女市立図書館矢部分館については、旧矢部小学校跡地の利活用を進めるため、現在の八女市矢部基幹集落センターから旧矢部小学校校舎へ移転しようとするものでございます。

議案第100号並びに議案第101号。

議案第100号及び議案第101号につきましては、一括して御説明申し上げます。

本案は、市道岡山300号線の道路改良事業に伴い、路線の変更及び廃止をしようとするものでございます。

議案第100号は、その他市道岡山31号線及び岡山335号線の終点位置及び延長等を変更しようとするものでございます。

議案第101号は、その他市道岡山35号線及び岡山301号線を廃止しようとするものでございます。

詳細につきましては、参考資料として図面を掲載しておりますので、御参照ください。

議案第102号から議案第105号。

議案第102号から議案第105号までについて、一括して説明を申し上げます。

本案は、令和3年3月31日をもって指定管理期間が満了する公の施設について、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの指定管理者を指定するために市議会の議決をお願いするものでございます。

今回提案いたします議案は、議案第102号の八女伝統工芸館ほか3施設の指定管理者の指定から議案第105号の八女市横町町家交流館の指定管理者の指定までの計4議案でございます。

この4議案に係る指定管理者につきましては、引き続き同じ団体をお願いするものでございます。

議案第106号 指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、八女市奥八女焚火の森キャンプフィールドの令和3年4月1日から令和7年3月

31日までの指定管理者を指定するために、市議会の議決をお願いするものでございます。

今回、指定管理者として提案いたしました奥八女自然楽校は、笠原地域の振興発展を目的に、地元笠原地区の行政区長を中心に組織された団体でございます。

現在、八女市奥八女焚火の森キャンプフィールドの前身である八女市お茶の里公園施設の指定管理を行っていただいております、その実績を踏まえて指定するものでございます。

議案第107号 八女中部衛生施設事務組合の共同処理する事務及び事務所の位置の変更並びに八女中部衛生施設事務組合規約の一部を改正する規約の変更について御説明申し上げます。

本案は、八女中部衛生施設事務組合の新しい尿処理場の稼働開始により、学校給食の生ごみの受入れを開始することから、同組合の共同処理する事務及び事務所の位置を変更し、八女中部衛生施設事務組合規約の一部を改正する規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第108号 令和2年度八女市一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、1,497,913千円を追加し、総額は52,273,983千円となります。

第2条は、地方債の補正で、5ページで説明しておりますとおり、災害復旧事業等の限度額の変更でございます。

では、歳出の主な内容について御説明申し上げます。

新庁舎建設に伴う事業費、7月豪雨災害による災害復旧関連事業費、新型コロナウイルス感染症対策事業等でございます。

次に、歳入の主な内容について御説明申し上げます。

農林水産業施設災害復旧事業費県補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び地方債の増額等でございます。

議案第109号 令和2年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、442,087千円を追加し、総額は8,749,342千円となります。

補正の主な内容につきましては、保険事業勘定における前年度の介護保険給付費及び地域支援事業費の精算と保険者機能強化推進交付金等の交付による地域支援事業費の財源組替でございます。

また、サービス事業勘定では、前年度の介護予防支援事業費の精算を行っております。

議案第110号 令和2年度八女市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、1,931千円を追加し、総額は1,081,994千円となります。

歳出につきましては、税制改正による高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に対応するため、基幹系システムについて必要な改修を行うものでございます。

歳入につきましては、歳出のシステム改修費に対する国庫補助金を増額するものでございます。

議案第111号 令和2年度八女市矢部診療所特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、8,078千円を追加し、総額は81,677千円となります。

歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金、発熱患者等対応専用スペース改修工事費、一般会計繰出金等でございます。

歳入につきましては、前年度繰越金、医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業費補助金等でございます。

議案第112号 特別職の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の成立を踏まえ、特別職の期末手当について年間で0.05月分の引下げを行うものでございます。

また、第2条において、令和3年度から6月期及び12月期に支給される期末手当の支給割合が均等になるように配分しております。

なお、この条例は、12月の期末手当の基準日が12月1日であることから、基準日前に施行する必要があるため、本日の採決をお願いするものでございます。

また、この改正に伴い、八女市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定により、議員の期末手当についても同様の引下げとなるものでございます。

議案第113号 八女市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の成立を踏まえ、期末手当について年間で0.05月分の引下げを行うものでございます。

また、第2条において、令和3年度から6月期及び12月期に支給される期末手当の支給割合が均等になるように配分しております。

なお、この条例は、12月の期末手当の基準日が12月1日であることから、基準日前に施行する必要があるため、本日の採決をお願いするものでございます。

議案第114号から議案第119号まででございます。

議案第114号 令和2年度八女市一般会計補正予算（第8号）から議案第119号 令和2年度八女市下水道事業会計補正予算（第1号）まで一括して御説明申し上げます。

今回の補正は、人件費の補正でございます。

主な内容としましては、特別職の給与等に関する条例及び八女市職員の給与に関する条例の一部改正に基づく期末手当の引下げ、災害対応等に伴う時間外勤務の増加、人事異動等による給料等の組替えに伴うものでございます。

一般会計外5会計で、人件費は25,528千円の増額となります。歳入につきましては、一般会計は財政調整基金繰入金、各特別会計は一般会計繰入金、水道事業会計及び下水道事業会計は内部留保資金で調整を行っております。それぞれの議案の最後に給与費明細書を掲載しておりますので御覧ください。

以上で、全議案の説明を終わります。

議会におかれましては、十分御審議いただきまして、原案どおりに御承認を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（角田恵一君）

市長の説明は終わりました。

以上で議案の上程を終わります。

日程第5 議案審議

○議長（角田恵一君）

日程第5. 議案審議を行います。

先ほど市長のほうから説明がありましたとおり、議案第112号 特別職の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第113号 八女市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、早急に審議する必要がありますので、直ちに審議を行いたいと思います。

まず、議案第112号 特別職の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第113号 八女市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○17番（森 茂生君）

幾つか質問をいたします。

一般職の職員の給与に関する法律が既に成立しているのだらうと思います。しかしながら、この基は人事院勧告に基づいて、この法律が成立しているものと思っております。

まず、この法律ができた、あるいは人事院勧告、それに基づいて地方自治体も必ずそれに従わなくてはならないのか、その点お尋ねします。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

国の人事院勧告に地方自治体の給与も従うべきかという御質問でございます。

明確に法的な規定として、地方自治体の法令を人事院勧告に基づいて改正すべきというような規定はございませんが、基本的に国家公務員の給与改定に準じて地方自治体の給与についても、特に人事委員会を持っていない一般の市町村については改定するということが、この間の一般的な共通認識となっておりますので、こういったところに倣って、今回、改正をお願いするものでございます。

○17番（森 茂生君）

恐らくほとんどの自治体が、そのように勧告に従ってやっているのだらうと思いますけれども、話によりますと、名古屋市と仙台市だけは、私の知っている限りですけれども、給与のほうの引下げも行ったというようなことが言われております。この一例だけ見ても、必ず従わなくてもいいのかなという気はします。

しかし、例えば、従わなかった場合、国から何か制裁なり、そういうのがあるのかどうか、お尋ねします。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

人事院勧告に従わない場合、特段の制裁、そういったものはないように聞いております。

○17番（森 茂生君）

よその自治体では、そういうのはほとんどない、言われるようにならないけれども、引上げを普通の場合、国よりした場合、担当者が国などに出向いた時に再三是正するようにしょっちゅう言われますということを言われております、よその自治体では。その代わり、国の基準より引き下げた場合は何も言われなそうです。私は国もおかしいのかなと思っておりますけれども、ラスパイレスを基準として恐らく規定ができていますのかなと思っておりますけれども、現在の八女市のこのラスパイレスは幾つかお伺いします。

○人事課長（牛島新五君）

令和2年4月1日時点でのラスパイレス指数につきましては、101.0となっております。

○17番（森 茂生君）

ということは、国の基準より、いわゆる単純に比較すればちょびっと高い、もうほとんど一緒ですけれども、少し高い、微々たるものですが、高いということで理解してよろしいんですかね。

○人事課長（牛島新五君）

ラスパイレス指数につきましては、経験年数、また、学歴ごとの階層ごとに平均給料を出しまして、これに国家公務員のその階層ごとの人員を掛けて、国家公務員とその自治体の給料の総額を比較して出すという計算式になっております。そういったところで、正確に給料の高い低いをそのまま表しているかということ、ちょっと疑問があるところではございますけれども、現在、このラスパイレス指数が一番の指標として用いられているというところがございます、その意味からすると、101というのは100を超えているということで、高いという認識にならざるを得ないのかなと考えております。

○17番（森 茂生君）

これについて、いろいろ言っても始まりませんのでお伺いしますけれども、今度は一般職の職員ですけれども、引下げは国の基準を見ますと、一般職の平均給与の引下げが2.1万円というふうに出されております、国の基準、今度の0.05月分引下げで、八女市の場合、幾らになっているかお尋ねします。

○人事課長（牛島新五君）

一般職の職員、平均給与で計算しますと、1人当たり18,461円の減額となる見込みでございます。

○17番（森 茂生君）

これはあくまで一般職ですけれども、例えば、会計年度任用職員、あるいは指定管理しているところの職員には影響が行くのか、例えば、指定管理しているところに、場合によって

は市職員の給与に準ずると決めているところもあるようなという話も聞きます。そうすることになれば、自動的にそこまで影響が行くのかなという心配をしていますけれども、八女市の場合どうなるのか、お尋ねします。

○人事課長（牛島新五君）

まず、会計年度任用職員でございますが、会計年度任用職員につきましては、今回、改定を行わないということで考えているところでございます。

それと、指定管理というお話でございましたが、指定管理というお話でございましたが、八女市の外郭団体といいますか、一部事務組合がございます。この中には、八女市の給与に準じて改定を行うというところがございますので、そこには影響が出てこようかと思っております。その代表的なところで行きますと社会福祉協議会、それと、シルバー人材センター、そういったところが八女市の給与に準じて改定を行っておりますので、こういったところは減額となろうかと思っております。

○17番（森 茂生君）

外郭団体とかは、私が知る限り非常に安い賃金で働いておられると理解をしております。そういうところまで今回の引下げが影響するとなると、私は非常に大きな問題だろうと思えますけれども、それは必ずしも市の職員に準じて引き下げなければならないのか、それとも、その判断で、いや、こういう御時世だからコロナの影響もあるから引き下げずにおこうとすることができるのか、そこら辺はどう考えておられますか。

○人事課長（牛島新五君）

基本的にはその団体のほうで決定することではございますが、その団体の規約なり条例の中で、八女市の給与に準じるという規定になっておれば、自動的に減額になるものと考えております。

○17番（森 茂生君）

市職員もそうですけれども、そういうところは非常に影響が多いと私は思いますので、そこは何とか必ずしもしなくてもいいわけでしょう、その団体の意思でしょう。ですから、そういうところはある程度、八女市のほうからも指導と言ったらおかしいんですけども、何らかの対策を取っていただけないかなと思っておりますけれども、そういうことはできますか、できませんか。

○人事課長（牛島新五君）

それぞれの団体で決めると申しましたけれども、やはりそれぞれの団体には理事会なり議会がございます。そういった議会での決定ということになるかと思っておりますので、なかなか市のほうからお願いといいますか、お願いレベルではできるかもしれませんが、議決についてはそれぞれの議会などで行われますので、その点ではちょっと難しいかなと思っております。

おります。

○17番（森 茂生君）

お願いというレベルができるなら、これはぜひお願いをしていただきたいと思います。

それから、もう一点お伺いしますけれども、八女市もコロナの影響で、例えば、商品券だとか、がんばるバイ八女応援金ということで、市民の皆さんの生活を守るためにいろんな方策を取っております。今度、第5弾を取られるという市長の発言ですけれども、いろんな方策を取りながら、片一方では市の職員をへずるということは、私は非常に矛盾したやり方かなと思っております。片一方ではブレーキを踏みながら、片一方ではエンジンを吹かすというような、相反するようなことが行われているような気がしますけれども、職員を下げたら、今度は民間企業が恐らく見習って引き下げてくるだろうと予想をしております。そういうところの影響はどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねします。

○人事課長（牛島新五君）

議案おっしゃるとおり、市の給与改定を見て、事業所の給与の改定をされるところもあるようには伺っております。しかしながら、この人事院勧告につきましては、国、あるいは各都道府県の人事委員会のほうでかなり多くの事業所の調査をされて、それをかなり精緻な調査をされて、その結果に基づいて出されているものでございます。やはりそれぞれの景況感とか市民意識、国民意識なども、そのときそのときでございますが、ここは公務員の労働基本権の代償という意味合いもございますので、そういう世論とかに影響されない形で客観的な数値に基づいて勧告が出されるもの、また、そういったものに基づいて給与の改定がなされることが一番合理的だと考えておりますので、いろんな御意見がございます。逆にちょっと減額幅が小さ過ぎるんじゃないかというような御意見もあるように聞いておりますが、そういった声に左右されずに、客観的な数値に基づいて出されるのが人事院勧告だと思っておりますので、こちらに従うのが一番の合理的な決め方ではなかろうかと考えているところでございます。

○17番（森 茂生君）

先ほど言いますように、必ずしも従わなくてはならない、今は地方分権一括法なり、地方に権限を移譲しているような時代ですので、私はここは市の独自で判断できる、私はそうしていただきたいということを述べて、質問を終わります。

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。
討論を行います。

○17番（森 茂生君）

議案第113号 八女市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

コロナの影響がいつまで続くか見通せない中で、国も地方自治体も様々な取組、国民生活と暮らしを守るために必死になり対策を取っているのが現状です。その中でも、労働者の賃上げと安定した雇用の拡大こそが今一番求められていると思われれます。地方公務員の期末手当引下げは、今後、民間にも波及し、地域経済にとっても強い悪影響を及ぼすものであります。八女市においても、がんばるバイ八女応援金やプレミアム商品券の発行など、様々な対策を講じておりますけれども、それらの施策にも逆行するような今回の職員の期末手当の引下げには反対するものであります。

以上です。

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

起立多数であります。よって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

会期日程に従い、一般質問は12月7日から行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時58分 散会